資料３－１

平成21年10月15日

平成22年度地方交付税の概算要求の概要

【要求の考え方】

三党連立政権合意・民主党マニフェストに基づき、交付税率の引上げを要求するとともに、事項要求を含め、地方交付税総額（出口ベース）を１兆円以上増額

三党連立政権合意書・民主党マニフェスト

○ 「地域主権」を確立し、第一歩として、地方の自主財源を大幅に増やします。
○ 地方が自由に使えるお金を増やし、自治体が地域のニーズに適切に応えられるようにする。

【要求内容】

（1） 財源不足は折半で補てんし、国負担分相当額について交付税率を引上げ3年間固定し、地方団体の予見性を高める。

○ 国負担相当額　4兆3,207億円（交付税率43.9%）

（2） 平成23年度以降の２年間の財源不足の変動は臨時財政対策債で調整し、地方財政の自律性を高める。

（3） 三位一体改革で削減された地方自主財源を復元する（事項要求）。なお、前提として、８月仮試算から補助事業の一定割合の削減を見込んでいる。

○ 復元額　所得税税源移譲額の交付税率相当額

※ 試算額　所得税の８%相当＝1兆1,512億円

【上記に基づく概算要求の姿】

○ 地方交付税（出口ベース）　15兆7,773億円＋事項要求

※ 事項要求試算額を加えた額　16兆9,285億円（H21　15兆8,202億円）
（H21比　＋1兆1,082億円）

○ 地方交付税（入口ベース）　17兆1,557億円＋事項要求

※ 事項要求試算額を加えた額　18兆3,069億円（H21　16兆1,113億円）
（H21比　＋2兆1,956億円）

※ この概算要求は仮置きの計数であり、今後、経済情勢の推移、税制改正の内容、国の予算編成の動向等を踏まえ、地方財政の状況等について検討を加え、予算編成過程で調整するとともに、交付税率の引上げは事項要求（折半ルール国負担分を対象）とする。

なお、「一括交付金化」、その後の新たな財政調整制度の創設の検討に応じ、３年間においても必要な調整を行う。

（連絡先）
自治財政局財政課
担当：伊藤企画官、折居係長
代表：03-5253-5111（内線23314、23323）
直通：03-5253-5612　FAX：03-5253-5615

平成22年度地方交付税概算要求説明資料

＜事項要求試算額を加えた試算＞

（単位：億円）

区分		平成22年度当初要求額 A	平成21年度当初予算額 B	増減額(A−B) C	増減率 C/B
一般会計	国税5税の法定率分 ①	110,790	118,329	△ 7,539	△ 6.4%
	所得税 × 32%	46,047	49,830	△ 3,784	△ 7.6%
	酒税 × 32%	4,505	4,544	△ 39	△ 0.9%
	法人税 × 34%	30,997	35,850	△ 4,853	△ 13.5%
	消費税 × 29.5%	28,017	29,884	△ 1,866	△ 6.2%
	たばこ税 × 25%	2,100	2,108	△ 8	△ 0.4%
	（ 小 計 ）	111,665	122,215	△ 10,550	△ 8.6%
	平成20年度精算分※1	0	0	0	―
	平成20年度精算分	△ 6,596	△ 4,994	△ 1,602	32.1%
	後年度（平成23年度以降）精算	6,596	4,994	1,602	32.1%
	平成9、10年度精算分※2	△ 876	△ 3,886	3,010	△ 77.5%
	（ 小 計 ）	△ 876	△ 3,886	3,010	△ 77.5%
	一般会計からの加算分 ②	17,561	42,784	△ 25,223	△ 59.0%
	別枠加算	10,000	10,000	0	0.0%
	法定加算	7,561	7,231	330	4.6%
	臨時財政対策加算	0	25,553	△ 25,553	皆減
	事項要求（交付税率引上げ等） ③	43,207	0	43,207	皆増
	事項要求（所得税税源移譲額の交付税相当額） ④	11,512	0	11,512	皆増
	計（入口ベース） ①＋②＋③＋④＝⑤	183,069	161,113	21,956	13.6%
特別会計	返還金 ⑥	2	1	1	245.2%
	特別会計借入金償還額 ⑦	△ 7,812	0	△ 7,812	皆増
	特別会計借入金利子 ⑧	△ 5,974	△ 5,711	△ 263	4.6%
	剰余金の活用 ⑨	0	2,800	△ 2,800	皆減
	前年度からの繰越 ⑩	0	0	0	―
	計 ⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑩＝⑪	△ 13,784	△ 2,910	△ 10,874	373.6%
地方交付税総額（出口ベース） ⑤＋⑪		169,285	158,202	11,082	7.0%

（注）表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない場合がある。

※1　平成21年度は平成19年度精算分である。

※2　平成21年度は平成18年度精算分が含まれている。

（参考）

平成22年度地方財政収支の10月仮試算

（単位：兆円）

区　　分	21年度	22年度（10月仮試算）		
			対前年度増減	対前年度伸び率(%)
（歳　出）	兆円	兆円	兆円	%
給与関係経費	22.1	21.3	△ 0.8	⊿ 3.7
退職手当以外	19.8	19.1	△ 0.7	⊿ 3.6
退職手当	2.4	2.2	△ 0.1	⊿ 4.9
一般行政経費	27.3	29.1	1.8	6.7
補　助	12.3	12.5	0.2	1.7
単　独	13.8	15.4	1.5	11.1
国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	1.1	1.2	0.1	7.5
地方再生対策費	0.4	0.4	0.0	0.0
地域雇用創出推進費	0.5	0.5	0.0	0.0
投資的経費	14.1	13.8	△ 0.3	⊿ 2.1
直轄・補助	6.0	5.7	△ 0.3	⊿ 5.0
単　独	8.1	8.1	0.0	0.0
その他	18.2	17.9	△ 0.3	⊿ 1.7
一般歳出計	66.2	66.9	0.7	1.1
計	82.6	82.9	0.4	0.5
（歳　入）				
地方税等	37.6	36.6	△ 1.1	⊿ 2.8
地方税	36.2	34.2	△ 2.0	⊿ 5.4
地方譲与税	1.5	2.4	0.9	63.0
地方特例交付金	0.5	0.3	△ 0.2	⊿ 39.8
地方交付税	15.8	16.9	1.1	7.0
国庫支出金	10.3	9.9	△ 0.4	⊿ 3.5
地方債	11.8	12.7	0.9	7.4
うち臨時財政対策債	5.1	6.4	1.3	24.9
その他	6.5	6.5	0.0	0.0
「一般財源」	59.1	60.2	1.2	2.0
計	82.6	82.9	0.4	0.5
（参考）財源不足額	10.5	13.4	2.9	28.0
うち折半対象財源不足額	5.5	8.6	3.1	56.8

表示単位未満を四捨五入しており、積み上げと一致しない場合がある。

注）１　計数は全て仮置きである。
２　地方財政対策等に関し、仮試算の過程において見込まれた財源不足の補てんについての考え方等については別紙「平成22年度地方交付税の概算要求の概要」のとおりである。なお、平成22年度においても地方交付税法附則第4条第1項本文に基づく加算（1兆円）を計上している。
３「一般財源」は、地方税等、地方特例交付金、地方交付税、臨時財政対策債の合計額である。

平成22年度　地方交付税・地方特例交付金
概算要求の概要

交付税及び譲与税配付金特別会計

（単位：億円）

項　　目	平成22年度 要求額 A	平成21年度 予算額 B	増 減 額 （A－B） C	増 減 率 C／B （%）	備　　考
＜地方交付税＞					*※内訳は別紙「平成22年度地方交付税概算要求算定基礎」のとおり*
一般会計からの繰入れ　①	**171,557** **＋事項要求**	**161,113**	**10,444**	**6.5**	**入口ベース**
借入金償還	**△ 7,812**	**0**	**△ 7,812**	**皆増**	
借入金等利子	**△ 5,974**	**△ 5,711**	**△ 263**	**4.6**	
剰余金の活用	**0**	**2,800**	**△ 2,800**	**皆減**	
返還金	**2**	**1**	**1**	**245.2**	
計	**157,773** **＋事項要求**	**158,202**	**△ 429**	**△ 0.3**	**出口ベース**
＜地方特例交付金＞					
一般会計からの繰入れ　②	**2,780**	**4,620**	**△ 1,840**	**△ 39.8**	
うち　児童手当特例交付金	1,162	1,162	0	0.0	
減収補てん特例交付金	1,618	1,458	160	11.0	
特別交付金	0	2,000	△ 2,000	皆減	
一般会計からの繰入れ合　計　①＋②	**174,337** ＋事項要求	**165,733**	**8,604**	**5.2**	

表示単位未満を四捨五入しており、積み上げと一致しない場合がある。

（注）

【地方交付税】

1　この概算要求は、仮置きの計数である。その考え方等は別紙「平成22年度地方交付税の概算要求の概要」のとおりである。なお、平成22年度においても地方交付税法附則第4条第1項本文に基づく加算（1兆円）を計上している。

2　このほか、所得税の税源移譲額の法定率分相当額の加算を事項要求している。

3　国税及び地方税の税収見積り等については、名目経済成長率、弾性値等について一定の前提を置き、機械的に積算している。

4　平成20年度の国税決算に伴う地方交付税の精算（△6,596億円）については、平成21年度地方財政対策における平成19年度の国税決算に伴う地方交付税の精算の取扱いと同様に、平成23年度以降において行うこととしている。

5　覚書に基づいて一般会計から加算することとされている額については、平成21年度と同様、法定化した上で後年度に加算することを前提としているが、今後の地方財政の状況に応じて要求を行う場合がある。

6　地方交付税を国税収納金整理資金から、直接、交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる措置について、今後、検討を行い、必要な場合には、法改正及び概算要求の修正を行う。

【地方特例交付金】

この概算要求は、仮置きの計数であり、児童手当特例交付金については平成２１年度と同額を仮に計上するとともに、減収補てん特例交付金については、平成２２年度所要見込額を仮に計上している。今後、経済情勢の推移、税制改正の内容、国の予算編成の動向等を踏まえ、要求内容の修正を行う。